

らぬ。さうして、書紀でも古事記でも同じころに歸化したやうになつてゐる阿知使主が特に漢直と稱せられ、弓月君が秦造といはれながら、王仁が漢人たることを示す何等の稱呼を有つてゐないことを見ると、王仁を祖としてゐる西文部の家は、もともと書紀の編纂せられたころまでは漢人と考へられてゐなかつたことが推測せられはすまい。現に續後紀(卷三承和元年五月の條には「左京人……文忌寸歲主……同姓三雄……河内國人……文忌寸繼立……等之先、並百濟國人也」とあるが、この文忌寸の家は西文部の一支族らしいから、此のころまで其の祖先を百濟人としてゐた西文部の家もあつたことが知られる。王仁といふ文字を見ると漢人の名としてふさはしいやうであるが、別に和邇とも書いてあることを考へると、文字に意義の無いことは明かであらう。王といふ姓が樂浪の漢人にあつたことから臆測して、王仁もそれと何かのゆかりがあるので無からうかと疑ふものもあるやうであるが、王の字に意義が無いとすれば、それは始から問題にはならぬ。のみならず、百

濟にも王氏はあつて、欽明紀一五年二月の條にも王氏の百濟人が數名あり、南齊書百濟傳にもさう解せらるべき記事がある。續紀(卷四〇)延暦九年七月の條に船史王辰爾が百濟の王族から出たといふことが見えてゐて、其の王族であるか無いかは不明であるが、百濟人であつたことは疑ふ必要が無いから、日本に歸化した百濟人にも王氏を稱したものがあつたことは確かであらう。だから王仁の王の字を假に姓と見たところが、それによつて彼を漢人とするわけにはゆかぬ。さすれば王仁が初は百濟人とせられてゐたと見るに何の差支も無い。が、更に一步進んで考へると、それが果して實在の人物であるか無いかが疑問になる。さうしてそれには次のことを參照する必要がある。
同じ應神紀に倭漢直(大和の文氏、即ち所謂東文部の家の祖の阿知使主が來朝したことが見える。しかしそれが十七縣の黨類を率ゐて來たといふことが信じ難いこと、後にいふやうに三七年に吳に使したといふことも疑はしく求めて來たといふ兄媛、弟媛、吳織、穴織なども實在の人の名で無いこと、また續

紀(卷三八)延暦四年六月の條に見える菟田麻呂の上表にある祖先の話が事實と見なされぬことなどを考へると、これも實在の人名であるとは考へ難い。帶方郡から來たといふやうな話も、帶方と日本との關係の記してある書物、例へば魏志の如きものを見れば、それから作り得られることである。靈帝の忿とか獻帝の裔とか又は魏の文帝の子孫とかいふやうなことが、書物の上から來てゐるに違ないことを考へ合はせるがよい。同じく漢人だといふ弓月君も其の事蹟として語られてゐることが、上に述べた如く、事實で無いとすればやはり同様に考へられる。もし祖先の名が明瞭に傳へられてゐた程ならば、支那人としては最も大切な姓氏が知られてゐるべき筈であるのに、それが書紀に全く見えないことからも、此等の名が實在の人物をさしてゐないことが推測せられはしまいか。阿知といひ弓月といひ、名すらも漢人らしくないのである。だからこれは後に漢といひ秦といふ氏を冒した二家が、此の支那の有名な二王朝の稱號を探つてそれ／＼の氏とすると共に、其の家の眞の姓を

隠し、同時に祖先の名までも埋没させてしまつて、かういふ空想の名を作り出したのであらう。(漢氏と秦氏どがこれらの氏を冒したのが何時からであるかは明確には知られないので、雄略紀一五年、一六年及び欽明紀元年の條の二氏に關する記載も、其の内容から見ると、後からの造作らしいが、漢氏については欽明紀三一年の條以後、秦氏については推古紀以後に見える人名などは、大體實在のものらしいから、其の頃よりも前のことはあつたらう。しかし姓氏錄または菟田麻呂の上表、もしくは坂上系圖に見えるやうな系譜などが、其のころから二家によつて主張せられてゐたには限らないので、それは後になつて漸次作り加へられたものであらう。)さて阿知と弓月とに關する上記の考説に誤が無くば、王仁もまた同様に考へてよからう。

だから此等はすべて東西の文部または秦氏などが其の祖先の系譜を作るに當つて構成した家の由來に關する説話を取つたものではあるまいか。阿直支、王仁、阿知使主について特にそれその家の祖としてあることも、それを

證する。又た王仁が日本の政府の要求によつて百濟王から派遣せられたやうにしてあるのは、繼體天皇欽明天皇ごろから連に史上に見える如く百濟の技術家などが同じ事情の下に交代來朝したことなどを基にして作られたものではなからうか。なほ古事記の履仲天皇の卷に見える阿知直(書紀の阿知使主)は、始めて藏官に任せられたといふのであるが、姓氏錄(山城)では雄略朝に始めて大藏官員が置かれ秦氏がそれに任せられたとあつて、傳説が一致してゐない。これも文筆の力のある漢人が(恐らくは漢氏も秦氏も)或る時期にさういふやうな地位を有つてゐたので、其の由來を説くために作った話であつて、それを家々で勝手にこしらへたゝめ、かういふ矛盾が生じたものらしい。後世に編纂せられた古語拾遺などに見えることは更にそれから發展したものであらう。かう考へて來ると、阿直岐の名は恰も久米氏が其の祖先を大久米命としたやうに阿直岐氏の氏の名を其のまゝ用ひたものらしい。さうして王仁はそれに對して案出せられたのであらう。白鳥教授は阿直岐は小を

意味し王仁は犬を意味する韓語として説明が出來るから王仁の名は阿直岐に對して作られたものであらう、阿直岐より王仁が秀でゝるといふ説話もそれに適合するといはれてゐる。阿直岐氏があまり世に知られぬ家で、王仁の西文部が有名である事實もまた此の解釋を助けるやうである。

しかし百濟にゐた漢人の中で日本に歸化したものゝあることは疑が無からう。百濟には其の領土に入つてゐる帶方郡の住民であつた支那人もあり、また常に南朝と交通してゐるため新しく其の方面から移つて來たものもあり、學問技藝がさういふものによつて傳へられたであらうから、其の中の或るもののが日本までも來たことはあり得べき事情だからである。さうして漢と吳とは我が國に於いて古くから對稱せられてゐたらしく、漢織吳織といふやうな名も作られた程であるが、其の吳は南朝のこと、それは百濟人の習慣に従つたのであらうから、漢としてそれと對稱せられたのは、此の南朝人では無く、それとは違つた系統の支那人であり、従つてそれは昔の帶方郡の住民であ

つたかとも考へられる。(百濟人が南朝を吳と呼んでゐたことは百濟本記の文を取つたらしい欽明紀六年の記事中に「吳財」といふ語のあるのでも知られる。これは南方支那からの舶來品といふ意味であらう)が、漢の字に重きを置いて見れば別に秦を稱する家のあつたことを注意しなければならず、又たアヤといふ語は、ハタと共に、國籍には縁の無いものであるから、アヤとクレとの對稱は單に對稱するための對稱であつて、上代人のいひあらはしかたの趣味から來たことに過ぎないかも知れぬから、さう斷定することも出來なからう。但し彼等の歸化した時代は固より明かにはわからぬ。書紀が秦氏や漢氏の來朝を應神朝にあてはめたのは固より大した根據があるわけでは無いに違なく、外國と交渉のある事がらをすべて此の朝にはじまつたやうに説かうとしたからのことであらう。何れにしても書紀のこれらの記事が確實なる當時の史料によつたものと考へられることは、其の内容が一々事實らしく無いことから明かである。なほ一言すべきは、此の歸化した漢人は數に於い

ては極めて少かつたに違なく、秦氏漢氏の外に若しあつたとしても、それは幾らでも無かつたらうといふことである。後世に作られた姓氏錄を見ても、古代に歸化したやうになつてゐる家は決して多くない。而もそれには實際漢人でない家が含まれてゐることは上に述べた通りである。又た書紀にも古事記にも、多くの家の名は傳へられてゐない。百二十縣の民とか十七縣の民とかいふ文字が書紀に見えるところから、多數の歸化人があつたやうに世間では考へられてゐるらしいが、この文字は家々で其の勢力を大きく見せようとして作つたものであるから、歴史的事實として見るべきことでは無い。實際多數人を率ゐて來たのならば、それを適切にいひ現はすべき方法は幾らもあるので、こんな見えすいた虚偽をいふ必要はないのである。こんなことをいふのが既に捏造の證據であつて、これは多分、彼等の部民をみな祖先が外國からつれて來たものゝやうに説かうとしたのであらう。秦氏漢氏などの歸化人を政府で重用したため、一般貴族の例に従つて彼等に租稅を納める部

民を支給したことは、おのづから想像せられるが、その部民は固より日本人であり農民である。勢力のある秦氏や漢氏には其の部民が多かつたであらうが、それは歸化入てもなければ、彼等と同一の業務を有つてゐたものでも無い要するに古代の歸化漢人は決して多數では無く、團體的に渡來したやうな形跡は、勿論、見えないのである。

こゝに附記すべきことは、武烈紀六年及び七年の條にある百濟調貢の記事がやはり倭君の家系を説くための説話から出たものらしい、といふことである。「百濟歷年不脩職貢」とあるのも法師君といふ名も此の時代のこととして頗る疑はしく、後人の筆になつたものであることが推測せられる。倭(和)氏は續紀(卷四〇)延暦八年の條の終にも見え、姓氏錄(左京諸蕃上)にも出てゐて、共に武寧王の裔となつてゐるし、特に續紀には其の祖先を「武寧王之子純陀太子」としてあるが、書紀の此の記事では、斯我を百濟王の骨族とこそ書いてあれ、武寧王の王子とはしてなく、勿論、純陀といふやうな名も無い。だからこれらの

系譜は一層後世の造作である。純陀太子といふやうな書き方は支那にも例が無いでは無いが、佛家に於いて多く用ひられてゐること、法師君といふ名の佛教に縁のあることをも考へねばならぬ。和氏が百濟人であることは事實であらうし、麻那といひ斯我といふ名も阿直岐や王仁とは違ひ、史的的人物として何か據るところはあつたてもあらうが、此の記事は事實らしく無いのである。

仁德紀四年三月の條に「遣紀角宿禰於百濟、始分國郡壠場、具錄鄉土所出」とあるが、百濟に國といふ行政區劃は無いのみならず、「始分國郡壠場」が國郡の區劃を始めて設けたといふ意味ならば、それは明かに虛偽であらう。日本よりも早く支那の文化を學んでゐる百濟が日本の指揮をうけて始めて地方區劃を定めた、といふことは考へ難い話だからである。また百濟人や漢人から書記の術を學び、それがまだ熟せずして歸化人に文筆の事を委せてあつた此の時代に於いて「錄鄉土所出」といふやうな企圖があつたとは思はれぬ。さうして

て國郡と連稱してあるところから見ると、これは大化改新以後の筆であることが推測せられる。なほ此の時の事件として記してある酒君の話が事實らしく無いといふことは前に述べて置いた。

次には雄略紀七年の條に任那の國司であつたといふ田狹の話に關聯して百濟のことが見える。この話の大體の輪廓が既に事實で無いので、汝宜往罰新羅とある弟君の使命について「取道於百濟」といふのが、第一、地理上あるべからざることであり、其の上に「率衆行到百濟、而入其國、國神化爲老女、忽然逢路、弟君就訪國之遠近、老女報言、復行一日、而復可到、弟君自思路遠、不伐而還」といふのも純然たるお伽噺的説話である。それから此の文を承けて「集聚百濟所貢今滌才伎於大島、託稱侯風、俺留數月」といつてある大島は、上に述べた繼體紀二三年の條の大島で日本と百濟との中間にあるらしいのに、その大島にある筈の弟君に對して「密使人於百濟戒弟君」といつてゐるのは、大島が百濟の内部にあるやうに見えて、そこに矛盾がある。何れにしても事實では無い。此の話は

多分百濟から種々の技手をつれて來たといふことを田狹の物語に附會した小説であらう。なほ同じ雄略紀九年の條にも、新羅を討つてゐる大磐宿禰と韓子宿禰とが不和であつたといふ話を承けて、百濟王が國境を觀せるために此等の諸將を招待し、諸將が河までいつた時、大磐が韓子を射殺したため、百濟王の宮に到らずして還つた、といふことがある。河がどの河であるか、新羅のどこから其の河にいつたのか、まるでわからず、さうして河と百濟の王宮とは近距離にあるやうに見える。これは實際の地理を考へず、新羅と百濟とが共に韓地にあり、さうして百濟にゆくには河を渡らなければならぬといふ概念によつて頭の中で作つた話に違ない。恰も新羅にゆくには海を越さねばならぬといふ知識から、神功皇后が船ですぐには新羅の都に攻め入られたやうに構成したのと同様である。勿論事實の記載と見るべきでは無い。

かう考へて來ると、百濟に關する記事で百濟の史籍から出た證跡の無いものは何れも虛構の説話であることが知られる。さうして斯ういふ虛構は恰

も百濟記などを本にしてそれを潤色したのと同じ意味の、又た同じ方式のものであることが前節に述べたところで知られよう。即ち後世に存する事實の起原を説くためか日本の權威を示すためかの目的で作られ、それには往々一種の説話的色彩がつけられてゐるのである。

これで欽明紀以前の百濟に關する記事の全部が吟味せられたことになるが、たゞ一つ残つてゐるのは應神紀三九年にかけて記してある「百濟直支王遣其妹新齊都媛以令仕」の一條である。これは本文だけでは何か出所があるのか、さうで無いのか、不明であるが、他のすべての記事が、百濟の記録から取つてそれを潤色したもので無くば修史家の虛構であるとすれば、これもまた其の何れかの一例として見る外は無からう。新齊都といふ名は日本で作つたものでは無さうであるから、或は應神紀に屢々引用せられた百濟記から出たものかも知れぬ。王女であるかどうかはわからぬが、婦人の貢せられたのは雄略紀に引いてある百濟新撰の記事から見ても、あり得べきことである。けれ

ども又た百濟人の名を何かやら取つて編者が造作した記事で無いとすることも出來かねる。應神紀七年の條に「高麗人、百濟人、任那人、新羅人、並來朝」とあるなどは、あらゆる韓人をみな列舉したので、もとより事實と見るべきもので無く、それは恰も清寧紀三年の條に「海表諸蕃並遣使進調」とあり、又た屢々例へば欽明紀元年などに「蝦夷隼人並率衆歸附」とあるのが、支那の史籍の外夷來朝の記事を摸したものであるとの同様である。特にこゝには「命武内宿禰、領諸韓人等作池」とあるが、此の武内宿禰が實在の人物で無いことは曾て述べた通りである。

以上の考察は百濟關係のことにつけてのことであるが、もし任那や新羅との交渉について日本に立派な史料があつたとすれば、此の推定は大に動搖しなければならぬ。そこで更に其の方面的の書紀の記載をしらべて見る必要が生ずる。

五 任那、新羅、高句麗、及び吳に關する

書紀の記載

任那に關する書紀の記載は極めて貧弱であつて、所謂日本府の創設に關する記事すらも全く缺けてゐる。垂仁紀に見える都怒我阿羅斯等の有名な物語が事實で無く、後世になつて任那の名稱の起源を説き、加羅新羅爭鬭の由來を説くために作つた空想の物語であるといふことは既に論證して置いた。其の後になつては神功紀六二年の條の百濟記の加羅の話が初見であるが、それは既説の如く百濟人の造作である。次には雄略紀七年の條の田狹に關する物語であるが、彼が任那に據つて政府の命令に従はないといふことがあるけれども、其の結末がどうなつたかまるで見えない。かういふ重大の事件がたゞこれだけ出てゐるのが不思議である上に、それに結合せられた弟君の話が上に述べたやうな性質のものであるとすれば、この記事の價值もほゞ推知

せられよう。さて其の翌年には任那日本府が高句麗の侵撃に對して新羅を援けたことが見えるが、これは、年代こそ不確實であるが、大體歴史的事實として承認せられる。百濟とは常に争ひ、任那府にも反対してゐながら、長壽王の南方經略以後、高句麗といふ強い勢力の壓迫に對しては、百濟や任那の援助を求めねばならなかつた當時の新羅の地位、並に百濟も、それを支持してゐる任那府も、高句麗を防ぐために新羅を援ける必要を感じたに違ない當時の形勢と、よく一致する。もつとも話其のものには、勿論、説話的潤色が施されてゐるので、「新羅王夜聞高麗四面歌舞、知盡得啖地」とあるのと同じことであつて、何事でも具體的に述べねばならぬ説話の式である。なほ其の事實と認むべきものが如何なる史料から出たかといふことについては後に述べよう。それから顯宗紀三年の條の首に「阿閉臣事代が任那に使したといふことがあらが、これは前後に何の聯絡も無い遊離した記事であるから、記事其のものか

らは何とも判断が出来ないが、任那に日本府がある以上、日本の官憲は断えず、そこと往復したに違ないから、かういふ特別の記事がたつた一つあるといふことは寧ろ不思議である。さうして上文に述べた如く任那に關して正確な史料のあつた形跡がどこにも見えないから、この一條もまた、たしかな出處があるものとは思はない。なほ同じ年の紀の生磐の話及び繼體紀三年の條の任那に使を遣はされたことは上に述べた如く百濟の記錄から取つたものである。

次に繼體紀二一年の條に、毛野臣が新羅に滅ぼされた嘆己呑、南加羅を復興するため任那に往つたといふことがあるが、これは二三年三月の條に見える、百濟の記錄から取つたらしい「勅勸新羅更建南加羅嘆己呑」の文と相應するものであるから、其の出所も亦た同様に見なければならぬ。此の三國が新羅に滅ぼされたといふ記事が前に見えてゐないのも其の故では無からうか。それから二三年三月の條に見える加羅の新羅に服属した由來に關する説話

が事實で無いこと、また、二國王室間の通婚譚が百濟の记录から材料を取つたものらしいことは、これも亦た既に述べた通りである。通婚譚について、こゝに新羅王女とあるのは三國史記と少し違つてゐるが、これは日本での潤色であらう。次に同年四月の條の任那王來朝の記事であるが、これについては己能末多干岐、伊叱夫禮智干岐の「干岐」が百濟記例へば神功紀六二年の條所引及び百濟本記(欽明紀に例が多い)に常に用ゐてある「早岐」と同語でありながら文字が違ひ、後にいふやうに日本人が書いたらしい垂仁紀の于斯岐阿利叱智干岐と同じ書き方であることを考へねばならぬ。やはり日本の史料から出たと思はれる欽明紀二年久禮叱及伐干の「干」の字も参考すべきである(神功紀五年の本文には微叱許智伐旱とも微叱旱岐もあるが、これは誤寫では無からうか)。なほこゝにある「胎中天皇云々」の文字は例によつて例の如き日本の史家の筆法である。それから此の話を承けて書いてある毛野臣の行動に

關する記事に於いて地名の多々羅は、もはや百濟の史料の無くなつてゐる敏達紀四年、推古紀八年の條に見える。又た此の文には百濟の使を毛野臣が詰責したといふ話もあつて、これも百濟の記録から出たらしくは無い。だから此の月の記事には(史家の潤色もあらうが)其の外に断片的に存在してゐた日本の史料から出たことがありはしないかと考へられる。但しそれが當時の確實な記録であつたかどうかは、疑問である。新羅王佐利遲は炤知王のことかと思はれるが、三國史記の紀年によると、それでは時代が合はぬ。但し伊叱夫禮智干岐は異斯夫に當つてゐるやうであつて、これは時代も合ふ。(三國史記卷四四異斯夫傳には智度路王、即ち智證王の時のこととして「以馬戲誤加耶^{或云}國取之」とあるが、新羅紀には此の事が見えず、法興王の時に加羅が服屬したやうになつてゐることとも一致しない。だから、これは或は真興王二三年に異斯夫が加耶、即ち安羅の日本府を滅ぼしたことの誤では無からうか。けれども新羅紀のいふ如く法興王のころに異斯夫が軍主となつてゐたとすれば

ば、其の時代に加羅に出動したことは勿論あり得るのである。不確實な點もあり曖昧なこともあるが、簡単なおぼろげな傳聞でも記したもののが何か日本にあつたらしく、それを修史家が潤色したのであらう。時代ちがひの炤知王が現はれてゐるのも不確實な傳聞から出た故らしい。さうして其の傳聞は多分新羅人からのであらう(後文参照)。

欽明紀になると、任那復興(加羅)に於ける日本府の復興問題について種々の記事があるが、それが百濟本記から出でてゐることは既に縷訛した。たゞ二三年の任那の官家(安羅にある日本府)滅亡以後の記事は日本の材料によつたものとして異議が無い。

要するに、雄略紀及び繼體紀に於いて仄かに覗ひ知られる如く、その時代のことについては、何か断片的の史料が書紀編纂の時には存在してゐたらしいが、其の前の長い間について大切な任那日本府に關する記事が全く無いのは當時の日本に於いて後に遺るやうな記録の作られなかつたのか、又はいくら

かの記録も修史の際に無くなつてゐたのか、どちらかでなくてはならぬ。然らば新羅に關する記事はどうであらうか。

新羅に關する書紀の記載は神功皇后の遠征物語を除けば神功紀五年の條に見えるものが初であるが、それは便宜上、後にいふことにする。次には六二年の「新羅不朝、即年遣襲津彦擊新羅」といふのが來るが、これは明白に百濟記から出てゐるので、原書の沙至比跪を襲津彦と書きかへたまでのものである。應神紀一四年の弓月君に關する新羅の話については既に述べた。其の三一年には武庫にゐる新羅使の宿所から失火したといふ記事があるが、新羅使の名の無いこと、これと結びつけられてゐる船の話が五百籠の鹽によつて五百艘の船を得たといふやうな説話的性質を有つてゐる上に、古い時代にありさうにも無い琴が出て來ることなどから見て、此の記事の事實で無いことが知られよう。仁德紀一七年の新羅征討及び朝貢の記事にも、一千四百六十疋といふ調絹、八十艘といふ船の數が後人の考てあることは明かであり、五三年の

征討記事も、地理的記載が全然缺けてゐる上に、百衝といふやうな日本名の新羅人が出て來る點に於いて、作り物語であることがわかる。それから允恭紀三年には良醫を新羅に求めたといふ話があるが、此の時代の新羅にそんなものがあつたとは思はず、特にすべての文物を學んだ百濟に對して、無く、新羅にそれを求めたとするのが一層怪しい。四二年の調貢記事も其の船數は仁德紀一七年の場合と同様である上に、樂人八十といふことさへ加はつてゐる。此の樂人のことは前の醫者と同様であり、又た八十の數が屢々反覆せられるところを見ると、それは多數を意味する語が實數として記されたので、從つてそれが後人の所作であることがわかる。「新羅人大恨、更滅貢上之物色及船數」も例の史家の新羅觀を寄託したものである。

さて雄略紀七年のある田狹の話、及び八年の高句麗に對する戰爭譚についてには既に上に述べて置いたが、後の方の話にある、新羅が典馬の報告によつて高句麗の異志を知り、雄鷄を殺すに託して國內の高句麗人を慶殺したと

いふのは、例の説話的方式を有する物語である。九年にはまた親征の議があるが、其の時の勅語といふものゝ中に「阻高麗之貢」とあるのは、當時に於いて考へ得られることで無い。但し「啖」の平定についてには「新羅王夜聞官軍四面鼓聲知悉得啖地」とあるのが説話であつて事實で無いといふことの外に、批評が下しかねる。「啖」といふ地が或る時代に任那府の領土に入つてゐたことは繼體紀欽明紀の記載によつて知られるが、それが何時からのことであるかは明かで無い。この文によつて見ると、此の時始めて平定せられたやうに見えるが、前後の記事も此の征討の經過も餘りに事實らしくないのであるから、これだけでは十分に信用しかねる(なほ後にいはう)。又た二三年の條には征新羅將軍吉備臣のことが出てゐるが、吉備で騒ぎ出して蝦夷を周防まで追つかけそれから丹波まで追ひつめたといふ話が事實として受けとれることは、いふまでも無い(此の將軍に關する征討其のことの話は全く見えてゐない)。

次に繼體紀二三年の條に見える任那關係の記事について、もはや繰返す

に及ぶまい。それから欽明紀であるが、元年の條に百濟に任那の四縣を與へたがために新羅が久しく怨んでゐるとあるのは、地理的關係から見たゞけても全然虛妄であることが明かであつて、これは繼體紀二三年の條に多沙津を百濟に與へたゝめ加羅が怨んだといふのと同様、任那・百濟・新羅の關係が全然忘れられた後に於いて、繼體紀六年の記事を基にして作つた話である。其の後には、欽明紀二三年の安羅日本府滅亡の記事が出て來るが、是から後のは別に疑ふべきふしが無い。もつとも此の年の河邊瓊杵や調伊企讃の話は頗る怪しいものであり、大葉子の歌といふのも後人の作であることが、其の歌風から見て明かであるのみならず、戰が日本の勝利になつたといふのも事實で無いことが、任那府が滅亡のまゝに終つたので推測せられる。かういふ風の潤色は是から後の記事にも見えるので、例へば推古紀八年の新羅征討、新羅任那二王の上表といふやうなことがそれである。けれども欽明紀に於いては戰爭のあつたこと、推古紀に於いては任那問題につき新羅に對して何等かの交

涉をしたことは、前後の記事と大體の形勢とから見て事實とすべきである。

さて以上の記事を通覽すると、雄略紀の筑足流城の話に幾らか事實の根據があり、繼體紀の加羅服屬の記事がほど事實を傳へてゐる外、欽明紀の中ごろ以前の書紀の記載はすべて後人の作らしい。さればかの味平定の物語もまた同様では無からうか。大體からいっても、新羅との交渉や戦争は直接には任那日本府の事業である筈であるから、それがもし確かな史料で知られてゐたならば、第一任那に關する記事が書紀にも多く現はれねばならぬのに、それが前節に述べた如く全く見えず、また新羅との關係そのことについても今少し具體的の記事が無くてはならず、交戦地なども明かに記されねばならぬのにそれが絶無といつてもよい程なのは、やがて此等の記事が正確な史料から出たもので無いことを示すに十分である。廣開土王の碑文に見えるやうな新羅方面に於ける高句麗との衝突も、任那及び新羅に關する記録があつたならば必ず書紀にも現はれなくてはならぬのに、それが全く見えないでは無

いか。さて其の事實らしい話のあるのは、或る時代を経た後に新羅人から得た傳聞の記録でもあつたからではあるまいか。然らば其の事實らしくない記事は何のために作られたかといふと、上に列記した種々の場合に於いて新羅が朝貢しないのでそれを責めるとか伐つとかいふことが最も多く、かの欽明紀元年の記事すらも、新羅征討の計畫に關する意見として述べてあり、雄略紀二三年の話のやうに直接新羅に關係の無いことでも、征新羅將軍のこととしてあるのみならず、それが同じ九年の條の親征の議にまで發展してゐることを思ふと、新羅を日本の敵國として見てゐる思想が其の根柢にあることを認めねばならぬ。さうしてそれは垂仁紀に見える加羅の物語にも、神功紀四七年の條に見える百濟人來朝の記事にも、また應神紀の弓月の物語にも、共通な考である。たゞ雄略紀に一度見える新羅援助事件は味方としてある代りに日本の恩惠といふ思想を以て(恰も百濟に關して常に用ひた筆法と同様)それを潤色したのである。

かう考へて置いて、さて神功紀五年の條の微叱許智の話を見ると、これは三國史記の朴堤上傳の記載とほど一致して居り、さうしてそれは神功皇后遠征物語のところに註記してある二つの「一書」の方の話が同じく三國史記の昔于老傳の記事と相應するものであることから考へて、此の二つが新羅に行はれてゐた昔物語の傳聞をもとにしてそれを潤色したものであることが察せられる。さうしてそれは敏達朝以後、新羅人の頻繁に來朝するやうになつてから、彼等によつて傳へられたことではあるまいか。微叱許智の話に襲津彦を引出したのは、それが對韓問題に常に用ひられてゐる名だからであり、それに草羅城の現はれてゐるのも、新羅との交戦地點としてやはり新羅人から聞いたことをこゝに結合したのであらう。幾度も行はれたらしい戦争に於いて一度も史上に現はれない交戦地の名が此處だけに現はれてゐるのは、それが特別に得た知識であることを證するものであらう。さすれば、かの雄略紀の筑足流城の話や繼體紀の加羅服屬事件も、やはり之と同じ徑路によつて

作られたものではあるまいか。雄略紀には見えないが繼體紀には出てゐる千岐といふ文字が神功紀の此の二つの物語にも現はれてゐるのは、其のが同じ性質の史料から出たことを證するものとも見られさうである。三國史記によると、法興王の時に加羅王に嫁したのは伊浪比助夫の妹であるが、繼體紀にそれを新羅王の女としたのは、恰も神功紀の註に宇流助富利智干を新羅王としたのと同様であつて、此の點に於いても共通の態度が見られる(繼體紀に己能末多千岐を任那王としたのも同一筆法である)。

書紀にはなほ高麗(高句麗)に關する記載があるが、それも亦た欽明朝から後で無くては事實として認むべきものが無い。一々それを調べて見ると、古いところでは應神紀七年、二八年の條、仁德紀一二年、五八年の條に高麗ハ來朝もしくは朝貢の記事があるが、これらは、半島の形勢から見れば、勿論のこと、記事のものゝ内容から考へても、虛構であることが明かである。應神紀二八年の條に見える高麗の表文に「日本國」の文字のあるのが第一に事實で無い證據

であつて、此の時代に高句麗が我が國を倭と稱してゐたことは、廣開土王の碑文でも明かである。のみならず「日本國」といふ名稱がこんなに昔から用ゐられた筈が無い。次に仁德紀一二年の、高麗人が鐵盾鐵的を上つたのを的の臣の祖盾人の宿禰が射通したといふのは、其の事柄が怪しいのみならず、人名からいつても架空譚らしく、恐らくは的の戸田の宿禰の名稱の起原を説明する物語に過ぎないのであらう。又た同紀五八年の記事には吳が同時に朝貢したやうになつてゐるが、これは次にいふやうに事實とは見られないから、高句麗のこともまた信すべからざるものであらう。なほ應神紀三七年の條にも高麗を經由して吳に使をやり、工女を求めさせたやうに書いてあるが、これも亦た、吳について次にいふやうに、全く作り話である。嚮導者としてある高麗人の久禮波、久禮志も上代の物語に例の多い連稱的の名稱であつて、實在の人らしくは無く、何れもクレ(吳)の名から作られたものであらう。仁賢紀六年の條に、高麗に工匠を求めて、須流枳、奴流枳の二人を獻らしめたといふのも同じ

ことである。かう考へて來ると、應神紀七年の條の高麗人來朝の記事も、百濟人、任那人、新羅人とあらゆる韓人の國を列舉したゝめ、其の上に高麗人を加へたに過ぎなからう。欽明紀元年にも同様の記事があるが、是もまた同じ考からんの造作と見なすべきものである。又た繼體紀一〇年の條に百濟から高麗使を送つて來たことが書いてあるが、これも當時の麗濟間の關係から見て信ずるわけにはゆかぬ。同紀二一年の條に高麗百濟新羅任那と列記してあるに至つては、恰も上に述べた應神紀七年の條のと同様である。なほ朝貢では無いが、欽明紀二三年の條に見える大伴狹手彦が兵を率ゐ、百濟の計を用ひて高麗を討ち、王宮に攻め込んで珍寶を鹵獲した、といふ話も事實らしくない。此の年は新羅が漢江の下流域全部を占領した眞興王の一四年から十年の後で、百濟と高句麗との間には新羅の廣い領土が存在してゐるから、斯ういふことは出來ない筈である。もつとも、分註として引用してある一本には、このことを一年にかけ、高麗王陽香を比津留都に逐ひ却けたとあるが、一年な

ば、百濟が舊都の漢城及び高句麗南邊の重鎮である南平壤(北漢山、即ち今の京城)を攻め落して一度そこを占領した、といふ有名な事件があつた年の前年で、三國史記によると百濟が高句麗の道薩城(今の忠州方面にあつたらし)を取り、翌年の大發展の端緒を開いた年であるから、日本軍がそれに參加したことはあるかも知れぬ。或は又、道薩城がさほど大した場所でも無いことから考へて、狹手彦の話として語られてゐる事件は、彼が一二年の漢城及び南平壤攻略に關係したといふことであつて、紀年に一年の誤があるかも知れぬ。ただ當時の高句麗王は陽原王と追稱せられた人で、名は平城(周書には成とある、城の字と同じ音を寫したのであらう)であるから、茲に陽香とあるのは少しく變であるが、これは或は此の記事が陽原王の稱號の知られた後に書かれたので、香は原の誤とすべきものかも知れぬ(二三年のころの國王は平原王といはれた陽成であるが、周書には湯とある、陽の字とどちらかと誤てあらう)。もしかう見ることが許されるならば、註記してある一本の説は、そこに比津留都と

いふ地名が書いてあつたり高句麗王の名が記されてもたりすること、此の年の前後の百濟に關する書紀の記事の性質とを參照して考へると、百濟の記録から探つたものであらう。さうして書紀の編者はそれを説話化すると共に二三年の條に編入したのであるが、これは此の年に任那日本府が滅ぼされたため、高句麗を討つた話も、それと關係があるやうに思つたからではあるまいか。本文の記事は、戰争を物語り王宮を説いてありながら、其の地理が全くわからず、國王が牆を越えて逃げたことも珍寶を得たことも例の如き説話であつて、事實譚では無い。それから欽明紀三一年の條に有名な高句麗使來朝の話があるが此の年は高句麗が其の南邊の領土たる漢江の流域を失つた陽原王の七年(百濟聖明王の二九年、新羅眞興王の一九年、我が欽明天皇の一九年)から二十年の後であり百濟との關係から今まで我が國と敵對の地位にあつた高句麗が、態度を改めなくてはならぬやうになつた時であるから、使節來朝のことだけは事實として考へられる。しかしそれに關する物語には事實ら

しからぬこともあるので、敏達紀元年の卷に見える高麗の上書が鳥羽に書いてあつたといふ話も、其の一つである。我が國に何事かを要求する時に當つて、こんな兒戯に類した詭計を用ひる筈は無からう。かういふ風に虛構の説話を加はつてゐるが、此の記事の骨子は事實であり、さうしてそれは高句麗について我が國の史料から取られた確かな記事の最初である。

吳に關する書紀の記載もまた決して當時の史料から出たものでは無い。それは第一に東晉および南朝の政府に對する交通についての確からしい記載が全然缺けてゐることからも推測せられる。晋書安帝紀によると、義熙九年に於いて日本の政府は東晉に朝貢してゐるが、宋代になると、それが頻繁に行はれてゐて、所謂倭王の名が多く宋書に現はれてゐる。直接に此の通交の衝に當つたものは百濟駐在の官憲であり、通交そのことが百濟に誘導せられてゐるといふことは、宋書倭國傳の記載によつても明かであり、また世の定論であるが、しかしそれは決して彼等の勝手な處置ではなく必ず本國政府の

關知し承認してゐたことで無くてはならぬ。よしそれが本國政府の發意で無いとしても、一度ならず二度ならず、少くとも六十餘年間の年月日に涉つて數回も行はれたことが本國政府に知られない筈は無く、知りながらそれを引續いて行はせたのは、少くともそれを承認してゐたものと見なければならぬ。特に此の通交の結果として、若しくはそれに伴つて、行はれた支那の文物の輸入は本國政府の歓迎し又た欲望したことであるから、通交そのこともまた本國政府の少くとも贊助の下に行はれたことは勿論であらう。後世になつて此のことを否認したがるのは一種の體面論からであるが、さういふ體面論が五世紀ごろの日本にあつたとは考へ難からう。もつとも書紀編纂のころには、同じ意味の體面論があつたであらうから、倭王とか朝貢とかいふ文字は用ゐることを避けたであらうが、當時のこと記した確かな史料があつたならば、少くとも交通往復や將來品などについての事實を探つて、それを記載した筈であるのに、それが見えないでは無い。

實なほさまの記載を調べて見ても、それが後人の作つた説話と見なすべきものであることが知られる。其の第一は、應神紀三七年及び四一年の條に見る阿知使主等が高句麗を經由して吳にゆき工女兄媛弟媛吳織穴(漢)織四人をつれて來たといふのであるが、南朝に交通するに百濟によらずして高句麗によるといふことは、地理上からも當時の形勢からもあり得べからざる話である。工女の名も實在の人間と見なすべきものではない。特にこれは雄略紀一四年の條にやはり吳から來たとある工女の名と全く同じであることが一層をかしい。雄略紀のも文字通りに承認し難いが、古事記の此の天皇の卷にも吳人來朝の話があつて、此の朝に吳との交通が行はれたといふことは、舊辭の本かに載せてあつたらしく思はれ、從つて書紀に於いても雄略紀のがもとの本かに載せてあつたらしく思はれ、從つて書紀に於いても雄略紀のがもとであり、應神紀のはそれを取つて阿知使主の話に結合したのであらう。又だ至高麗更不知道路乞知道者於高麗高麗王乃副久禮波久禮志二人爲導者由是得通吳とあるのは例の説話的構想であつて、上に述べた雄略紀七年の條の

弟君が百濟から新羅にゆかうとして道をたづねたといふ話、神功紀の百濟人が卓淳まで來て日本の路を聞いたといふのと同じ思想である。また使主等が歸朝した時「天皇崩之不及卽獻于大鷦鷯尊」とあるのは、垂仁紀の「都怒我阿羅斯等及び田道間守の話にあるのと同一である。次に仁德紀五八年、條の「吳國高麗國並朝貢」も亦た怪しいので、それは恰も前に述べた應神紀七年の條の諸國人來朝と同様の筆法である。それから雄略紀には八年、一〇年、一二年及び一四年の條に身狹村主青などが吳に使したといふ話が見えるが、最後の條の漢織吳織兄媛弟媛の名が實在の人名で無いことは既に説いた通りである。從つて話の全體も事實とは思はれぬ。吳國の使の來たといふことも恐らくは隋や唐の使節の來朝した後になつて、それに擬して案出せられたのである。晋書簡文帝紀や宋書百濟傳によると、晋宋の使節が百濟に來たことはあるが、宋書倭國傳にも我が國に使を遣はしたことは見えてゐない。さうして此等の記事には吳に往復するについての地理的記載が全く無く、百濟を經由

したことすらも書いて無い。だから吳に關する記載も亦た全部架空譚と見なければならぬ。吳と往復したといふことは傳説によつて知られてゐ、又た吳人の裔といふもの、或は吳人の名を負うてゐる地名などもあつたため修史家の頭でこれだけの記事を作り、それを所々に配置したのである。けれどもそれが一として事實らしく無いのは、實際交通の行はれた時代に書かれた記錄が一つも遺つてゐなかつたことを示すものであらう。

以上述べて來たところを總括すると、任那、新羅、高句麗及び吳の何れの國についても、外國に關する書紀の記載は、欽明紀の中ごろ以前に於いては、すべて日本人の手になつた當時の記錄から出たものでは無い、其のうち高句麗及び吳に關するものは全然後の修史家の虛構であり、任那及び新羅に關するものに於いて一二の事實に近いものがあつても、それは後世になつて新羅人から聞いたことでも書きとめたやうなものがあつて、それから構成せられたので

あらうといふことになる。されば上に百濟について述べたところも決して誇妄の言とはいへないことが知られる。さうしてこれは別に論證して置いた如く、此の時代の記錄に見える歌が悉く後人の製作であるといふ事實、また六世紀に於いて一旦まとめられ、それから後種々に刪潤せられて幾多の異本となつた舊辭(又は本辭)の比較的原形に近いものが含まれてゐる古事記に於いて外國關係の記事が極めて少いといふこと、相應するものである。古事記にも應神天皇の卷に阿知吉師、和邇吉師、秦造、漢直などの祖先の來朝のことが見え、允恭天皇の卷に新羅使金波鎮漢紀武が八十一艘の調を貢進したことがあり、又た雄略天皇の卷には吳人來朝のことが記されてゐる。此の中で第一と第三とは既に上文に説いたことであり、和邇吉師が論語千字文を獻上了といふのも、和邇吉師が實在の人物で無いとすれば、やはり事實とは認められないの、それは此の話の書かれた時に二書が世に重んぜられてゐたことを示すに過ぎなからう。又た第二は、金といふ新羅王の姓を記してあるこ

とによつて、それが允恭天皇時代の事實で無いといふことが知られる。金といふ姓が法興王の時繼體天皇のころまでまだ用ゐられてゐなかつたことは梁書にそれを募秦と書いてあるのでも知られよう。八十艘の事實でないことは書紀に屢々出てゐる八十艘と同様である。なほ照古王の名が應神天皇の卷に出てゐることについては、既に本篇第一章に述べて置いた。だから此等の記事は皆な後人の製作であるが、それは恐らくは最初の舊辭にはあつたので無く、後人の挿入したものであらう。全體の舊辭の體裁とは調子が合はないからである。

たゞ茲に生ずる問題は、此等の虛構の記事に現はれる人物の名が悉く鳥有先生であるかどうか、といふことである。之について一々的確な判断を下することはむづかしいが欽明天皇の頃の吉備臣河内直といふやうな任那府の中心人物として活動したものすら、其の名が知られず、百濟本記によつて吉備河内といふ氏のみが幾に推測し得られたとすれば、それより前に於いても事實

上對韓政策に關與した人物には全く忘れられたもののが多かつたらしい。應神朝仁德朝ごろの古い時代に於いては猶さらであらう。さすれば對韓問題に關して書紀に見える種々の人名、特に上代のものには實在の人物と認められないもののが多からう。なほ古い時代に於いて、蘇我氏の祖としてある武内宿禰の子孫とせられてゐるもののが常に現はれて來るのは、そこに造作の跡のあることを示すものでは無からうか。武内宿禰といふものが實は歴史的人物として考へ難いといふことをも参考しなければならぬ。さうしてこれには、或は後世に於いて重要な地位を占めてゐた、或は何かの仕事をしたもの家の名を適用した場合もあらう。現に蘇我氏の同族で對韓關係の虛構の記事に屢々現はれる紀氏、巨勢氏、葛城氏が後代に於いて實際、韓地のことに関與してゐたことは、欽明紀、崇峻紀にも見えてゐる。應神紀に見える的氏も欽明紀に其の名が出てゐるので、其のころ實際にはたらいてゐたものである。雄略紀二三年の吉備臣もまた欽明紀に見える同名の歴史的人物から來てゐる

のでは無からうか。しかしまだ家々で潤色せられ構成せられた系譜から出たものもあらう。特に蘇我氏の同族に關しては、其の家系が蘇我氏の權力を有つてゐた時代に於いて種々に修飾せられたのであらうから、さういふところに書紀の記載の重要な一淵源があつたと見るのは決して無稽の言では無い。應神天皇以後に於いて種々に修飾せられたのであらうから、さういふところには、彼等の手によつて多少の記録が作られた筈であるから、皇室の御系譜の後に傳はつたのはそれがためであらう。此の御系譜は宋書の倭國傳に見る所謂倭王の名及び其の血統關係と一致してゐるし、又た書紀の紀年で引きのばされてゐる應神仁德允恭三朝(及び神功皇后)に於いて干支二運に當る百二十年を縮小すれば、古事記によつて推定せられ若しくは書紀に記されてゐる御在位年數が互に齟齬してゐながら、大體に於いて漢史の記載と大差のないものになるのである。さすれば有力なる貴族の家に於いても粗雑なる系

譜ぐらゐは作られてゐたので、後になつてそれを修飾し潤色して今のが現はれてゐるやうなものが出來たのであらう。だから對韓事業に活動した人物の名についても亦た同様の推測ができるのである。しかし朝廷について歴史的事實として信憑し得べき事件は應神朝以後にも殆ど見あたらず、古事記によつてほど原の形を以て遺されてゐる舊辭の説話が概ね事實の記録と見なし難いことから見ると、諸家に於ける祖先以來の事蹟もまた、少くとも顯宗朝ごろより以前(最初の舊辭に記載せられてゐたらしい時代)については、たしかな記録が遺されなかつたに違ない。朝廷についても諸家についても全く記録が無かつたとはいはれなからうが、本來僅少であつたさういふものも、舊辭編纂のころには消散したり紛失したりしてゐたのであらう。けれどもまた比較的後代のは、何か簡単な家系や多少の傳聞ぐらゐが後に傳はり、それが修史家の材料となつてゐるかも知れないでの欽明紀ごろには幾分かさういふものもあらう。

最後に今一つ起る問題は書紀に於いて漢字で寫されてゐる百濟の言語や其の地名に訓み方が傳へられてゐるが、それは如何にして知られたかといふことである。例へば顯宗紀三年の條の帶山城をシトロムレサシと訓み、繼體紀六年の條の上喉唎下喉唎をオコシタリ、アルシタリと訓むやうなことが、それであるが、これはもし其の記事に現はれた事件の起つた當時に於いて日本人が直接に百濟人から聞いたものであるとすれば、それが文字に寫されてゐなくてはならず、従つて日本人の手になつた當時の史料が無かつたといふ上記の推測にひゞい入る虞があるものである。けれども一方に於いて百濟記、百濟新撰及び百濟本記に見えるものにも同様の訓み方が傳はつてゐることを思へば、さういふ疑は忽ち氷解するであらう。例へば雄略紀二〇年の條に引いてある百濟記には大后、王子をヨニヲルク、セシムとし、武烈紀四年の條に註記せられた百濟新撰には主島をニリムセマとし、また欽明紀七年の條に見る百濟本記には中夫人、王、世子をクノオリケ、オリコケ、マガリトモとしてある。

類である。これは書紀編纂の前もしくは後に於いて、文字について其の訓み方を百濟人にも學んだものであらうと思ふ。帶山城の類もやはり同様に解すべきものである。従つてかういふ文字が、百濟の記録から出てゐると認むべき記事の中にあるといふことは、少しも怪むに足らない。のみならず、帶山とか上下とかいふ漢字を以て百濟語を寫してあるといふことが、却つて耳できいたことの傳へられたもので無くして文字に書かれてゐたものを取つたことの一證とも見られよう。

六 神功紀の記載の批判

さてこゝまで述べて来て最初の問題に立ちもどると、既に説いた如く、神功紀の記事に百濟の記録から取つた分子があるとして何等の支障の無いことが明かであらう。しかし、それが此の記事のどれだけの部分であるか、さうして其の外に百濟の記録に關係の無い分子がどれだけあるか、あるならばそれ

は如何にして書かれたであらうかといふ問題が次に生ずる。そこで再びあの記載を調べて見る。

第一に百濟が日本に来る道を知らなかつたといふことは、既に述べた如く、高句麗及び新羅に關して應神紀にも雄略紀にも例のある説話的方式であるから、是は日本の史家の造作に違ない。次に卓淳まで來たといふことは如何にしても事實らしくないが、それは卓淳といふ名が何等かの事情で特に修史家の頭に入つてゐたために構成せられたことであらう。さうして其の事情を書紀の記載に求めるならば、欽明紀二年と五年との條及びそれと參照して考ふべき繼體紀二四年の條に見えてゐて繼體朝の事實として考ふべき任那百濟新羅間の紛争に於いて、そこが焦點に當つてゐたことに想到する。特に此の時、百濟が卓淳方面に出兵し、さうしてそこで新羅と衝突してゐることが此の神功紀の記載と對照するに當つて一層の注意を喚起するのである。日本の將軍が卓淳に兵を集めて新羅を討つたといふ神功紀の話も、此の時の事

實にゆかりがある。もつとも是だけで神功紀の記事と此の事實とを結合して考へるのは、或は獨斷に近いかとも思はれるが、神功紀の物語で南蠻忱彌多禮及び多沙城を百濟に賜はつたとあるのが、やはり繼體紀六年及び二三年の條に見える上下喉唎地方及び多沙津を百濟に與へたこと、甚だよく似てゐることを聯想すれば、此の考の必しも牽強附會で無いことが知られよう。忱彌多禮の多禮は喉唎と同じ語であらうと思はれるが、其の位置は不明である。たゞ卓淳方面よりは西方に當つてゐて、百濟に近い地方であるとすれば、どうしても蟾津江の東方晋州までの間にあるかもしくは其の附近の海島と見るより外は無く、従つてそれは繼體朝に百濟に與へられた地方に含まれてゐるか附從してゐるかであつた、と考へるのが自然である。さすれば卓淳のことも忱彌多禮及び多沙津城賜與のことも、此の繼體朝の事實を基礎にして作られた昔物語と認められる。後の事實を材料として昔物語を作るのは、舊辭の編者以來日本の修史家の慣用手段であることを考へるがよい。

もつとも茲に古奚津とか意流村とか又は比利辟中、布彌支、半古とかいふ地名が列舉せられてゐて、かういふ細かい地名の書紀に現はれてゐる場合には其の記事は大抵百濟の記録から出てゐるのであり、又た上に説いた如く、こゝにも明かに百濟記から出てゐる千熊長彦、木羅斤賚などの名もあるから、此の説話もまた百濟の記録に存在したものではあるまいか、といふ疑も生ずる。しかし百濟の記録の筆法は何時でも自國本位の書き方であるのに、こゝはさうで無く、又た辟支山、古沙山などの地名は日本の史家によつてこゝに適用せられたものらしいから、單に上記の理由だけで、此の説話が百濟の記録から出でるるとする事は困難ではあるまいか。避支は碧骨(今全羅北道金堤郡)、古沙は古沙夫里(今全羅北道古阜郡)で、百濟滅亡の際に於いて重要な地位につた城池の名であり、特に碧骨は避城の文字で天智紀元年の條にも見えてゐるのであるから、この二つは日本人の間にもよく知られてゐた土地であつたらう。此の二つの名の現はれた理由は、こゝにあると思はれる。然らざれば

多沙津の方面から百濟の都城たる漢城にゆくとしてある此の話に於いて、必しも通路に當つてゐない西方の、而も互に相接近してゐる、此の二つの土地のみが其の長い道中に於いて特に選ばれるといふことは甚だ解し難いからである。されば、古奚津や意流村や其の他の地名こそは百濟の記録の如何なる場所からか取られたてはあらうが、此の話其のものは日本の史家の構想から出たとした方がむしろ自然ではあるまいか。繼體朝に百濟に與へられた土地が何の時からか日本に服屬してゐたことは明かであり、又たそれが如何なる形かに於いて百濟の記録に現はれてゐたことも想像し得られるから、神功紀の此の説話もそこに由來があるてはあらうが、此の説話其のものが百濟の記録にあつたとは考へ難い。荒田別、鹿我別といふやうな將軍の名も、上に引用した多くの例に對照して見ると、百濟の記録にあつた文字とは思はれず、さうしてそれは二人連稱になつてゐる點からも、記紀の古物語に多い命名法記述法なのである。(忧彌多禮の名は應神紀八年の條の百濟記に出てゐるが、

この記事にも日本での潤色が施してあるらしいことは、既に述べた通りである。)

土地の問題に關聯して一言して置きたいのは、比自牀以下七國の平定といふ記事を如何に見るべきかといふことである。こゝに記されてゐる話の全體が事實でないとすれば、さうして加羅の服屬が對韓經略の最初に行はれたるなければならぬとすれば、七國を同時に平定したといふ此の話もまた事實らしくないので、それは後世の修史家が任那日本府の屬國もしくは領土として一般に知られてゐた幾つかの國の名を漫然、列記したに過ぎなからう。しかし欽明紀二三年の條の註に出てゐる斯ニ岐、子他、散半奚、卒麻、古嵯、乞済稔禮等の名がこゝに見えないことを考へると、任那府の屬領の全部が列記せられてゐるのでは無いことが知られるが、それが何故であるかは不明である。此の欽明紀の註記の中で、斯ニ岐、子他、散半奚、卒麻、久嵯(古嵯)は百濟本記から出たことの明かである同紀五年及び二年の條に見える(一年には久嵯の名だけ無

い)から、此の註記も多分百濟の何かの記錄から拾ひ出したものであらう。ただ欽明紀では何れの場合でも多羅が加はつてゐるのに、其の多羅のみは神功紀にも見えてゐる。さうしてそれは欽明紀の記載の外には他に全く所見がない。ところが、神功紀のみに見えてゐるものには又た比自牀がある。比自牀の牀は三國史記に於いて新羅の地名に常に用ゐられる火、伐と同じく「*hi*」の音譯らしいが、これは百濟で用ゐられた文字では無からうか。といふのは、天智紀四年及び一〇年の條に答牀春といふ百濟人の名があるが、牀といふ字は字書にも見えないから、牀の誤寫では無からうかと思はれる故である。もしさうとすれば比自牀もまた百濟の記錄から出てゐるのではあるまいか。さてかう列べてみたところで、其の中から何等の推斷も抽き出せないが、神功紀の此の記事には加羅、安羅、卓淳といふ最も重要な國名が挙げてあり、それに繼體紀欽明紀に於いて喧しく述べてある南加羅と喙(カミ)とが加はつてゐるのを見ると、是は百濟の記錄の或る場所から其のまゝ取つたのでは無く、卓淳や多

沙を此の物語の重要な材料とした日本の修史家のしわざらしい。比自体と多羅とだけはどうかいふ拍子でそれに結びつけられたに過ぎなからう。(加羅の外の諸國が任那府に隸屬した時期は全く不明であるが、任那府設置の後まも無いことゝ推測せられる。今の昌寧らしい比自体が果して日本の勢力範圍に入つてゐたかどうかは、たゞ此の一條の記事のみでは不確實のやうであるが、さりとて否定すべき有力な理由もない。又た喙については雄略紀に征服の記事があるが、此の記事が事實であるかどうかは、既に述べた如く頗る疑はしい。)

次には百濟との關係が結ばれた根本的動機として語られてゐる珍寶の問題に再び言及しなければならぬ。日本の朝廷や貴族が百濟の、寧ろ百濟に將來せられた支那の財貨を得る事を深く喜び、又たそれを熱望してゐたことは疑が無いので、上にも述べた欽明紀六年の條に見える吳財贈遺の物語、繼體紀一〇年の賞祿云々の記事(共に百濟本記から取つたもの)はよくそれを證する

ものである。穗積押山などが賄賂を取つたといふのも事實として考へ得られ、さうしてそれにはやはり斯ういふ特殊の意味があらう。任那が全く新羅の領土となつた後には任那の名義で新羅から調を徵し(敏達紀四年、推古紀八年、一八年、三一年の各條参照)、其の百濟に屬してゐる部分については、同じく任那の名義で百濟から調貢をさせてゐる(孝德紀大化元年の條参照)、なども、如何に日本の朝廷が調貢品そのものに重きを置いてゐたかを語るものである。もう一步進んでいふと、遣隋遣唐の使節の主要な任務はやはり支那の工藝品を將來することにあつたといつてもよからう。それから類推すると、仁德朝もしくは履仲朝乃至雄略朝に於ける南朝との交通も、少くとも其の一半の意味はこゝにあつたのであらう。が、宋書に見える所謂倭王武の上表には政治的意味が含まれてゐるのみならず、特に「句驪無道」の文字を點出してあり、又た歴代の倭王が常に除正を求めてゐることを見ると、他の半面に於いて、それに政治的意義のあることが推測せられる。さうしてそれは常に百濟を助けて

高句麗と戰つてゐる事實とも相應するものである。百濟を後援する必要がよし主としてそこから調貢を得、又たそこを經由して吳財を求めるにあるにしても、單にそれだけのことゝしては、あまりに仕事が大袈裟であるのと、任那に根據を有つてゐる以上、そこを保持する必要があり、それにはまた半島に於ける政治的地位の確立を要することゝを思ふと、百濟救援の意味が單に吳財の要求のみにあつたので無いことが推測せられる。任那滅亡の後、又は任那府の直轄地を百濟に與へた後になつて、其の任那の名で新羅や百濟から調貢を徵求したのも、任那存立の意味が全くそこにあつたゝめては無くして、政治的權力を失つたがため、せめて此の點だけに於いても或る程度の利益を得ようとしたのであらう。これは日本の立場からの話であるが、百濟の方からいふと、それが始めて日本に依頼し、もしくは日本を利用したのは、主として高句麗防禦のためであつたことが當時の大勢から推測せられ、後には新羅や唐の壓迫に對する防衛のためにも此の親日策が適用せられたのである。さす

れば百濟が日本に交通を開いた動機を珍寶の獻上に歸してゐる此の説話が百濟人の一想て無いことはいふまでも無く、日本人とても百濟と政治上の關係の深かつた時分に於いては、かう單純に考へることは出來なかつたらう。だから此の説話は、如何に早くとも、任那府の滅亡してからずつと後、韓地に於ける政治上の關係が薄らいで、百濟についても彼の國から吳財の供給せられることのみ際立つて注意せられる時代になつて初めて生じ得た思想に違ない。此の物語が古事記には無く書紀にのみ見えるのも、それが原の舊辭(本辭)には載つてゐなかつたことを語るものである。神代紀に引いてある一書に「韓國之嶋、是有金銀」とあるのも、顯宗紀元年の條の「金銀蕃國」、繼體紀六年の條の「海表金銀之國、高麗百濟新羅任那」も、また同紀二三年の條の「百濟が多沙津の賜與を請うた理由として述べてあることも、みな同じころの史家の頭にあつた同じ思想の發現であり、仁德紀一七年允恭紀四二年などの新羅の朝貢の記事、繼體紀七年、欽明紀二三年の伴跋、高句麗に關する珍寶の文字も亦た、同様であ

る。更に一步進んでいふと、垂仁紀の都怒我阿羅斯等に絹を賜はり、それについて新羅加羅の間に争が起つたといふ話も、日本に於いて多くは韓地からの調貢品であつたらし絹を珍重した思想の反映であり、それを物語の上で逆に利用したのであらう。もつとも金銀珍寶に對する欲望を戰争の動機とすることは古事記にもある神功皇后の新羅物語にも見えてゐるので、それは舊辭の原本にも存在してゐたのであらうが、新羅は本來敵國であつて、此の話は其の敵となる由來を説いたものであるから、政治的に依頼し依頼せられてゐた百濟との關係の起原を説く物語とは意味が違ふ。従つて新羅征討物語の珍寶の話が比較的早く作られてゐたとしても、百濟の此の話がそれよりも後の製作であることの妨にはならぬ。

次に百濟の貢物を新羅が取りかへたといふ話、百濟の使節を新羅人が抑留したといふ物語が書紀の記載に於いて多くの類例を見る、といふことも既に述べた通りであり、それが皆な同じ思想から形成せられたことは、いふまでも無

からう。たゞ百濟の貢物が不良品であり僅少であつたからそれを責めたといふことは、後に實例があるので、皇極紀二年の條にそれが見えてゐる。かういふことが材料となつてあの昔物語が作られたのであらう。(序にいふ。孝德紀元年の條に、百濟に賜はつた任那の國境を觀察したこと、又た調貢品について百濟使に「可具題國與所出調」と命じたことが見えるが、仁德紀四一年の條に百濟に使を遣して「分國郡壇堦、具錄鄉土所出」とあるのはこゝから出たのではないか。後世の事實から昔の物語を造り出す例のあることは、上にも述べて置いた) なほこゝに百濟使の來朝について「先王所望國人來朝」とあるのも、前に吳に使したといふ阿知使主の歸朝物語を考へた時に説いたと同様、他に例の多い著想であるが、これも敏達紀元年の條に見える高句麗の使人の來朝について、悲哉此使人等名既奏聞於先考天皇云々とある時の事實に由來があるらしい。それから百濟が日本の鴻恩を感謝したといふのも、雄略紀二年及び八年の條に見えると同じ思想であり、百濟王の誓詞といふものが作

られたのは、神功皇后の新羅物語にある新羅王のと同じ意味からである。

最後に入名のことを一言して置かう。初めて卓淳に來たといふ百濟人は久底、彌州流、莫古の三人としてあるが、莫古は上に説いた如く百濟人らしく、彌州流は繼體紀二三年の條に見える恩率彌勝利と同じ語であらう。久底は他に所見が無いやうであるが、上記の二つの例から類推すると、百濟人の名として聞こえ得べきものであらう。だから此の三人の名は百濟の記録の何處から拾ひ出して來たものかも知れぬ。卓淳王末錦早岐も早の字から見てやはり百濟の記録に出所があるらしい。斯摩宿禰に至つては恐らくは鳥有先生の類であらう。地名の沙比新羅もまた無何有郷ではあるまい。

以上述べたところを綜合すると、神功紀の此の説話は日本の修史家の手になつた空想譚に過ぎないものであつて、たゞ其の材料として百濟の記録から取られたものがあるらしいといふことになる。百濟記の潤色せられた部分に例の多い「貴國」といふ語なども、こゝでは原文のまゝを取つて日本を指す名

稱を此の二字に書きかへたのでは無く、百濟のことを書く場合であるために、さういふ習慣に従つて此の語を用ゐたのであらう。されば百濟關係の由來として百濟の記録から出た分子が何であるかといふと、それは肖古王の名と甲子の干支とだけではあるまい。始めて日本と交通を開いた百濟王が肖古王であつたといふことの直接の證據は他に見えないけれども、廣開土王碑によると此の高句麗王の治世の初(392 A.D.)には既に倭が百濟を援けてゐるのであり、又た晉書安帝紀に義熙九年(413 A.D.)に倭王の貢獻したことが見えてゐて、それは肖古王の世に始まつた百濟と晉との交通に誘はれたのであらうから、其の時には既に日本と百濟とが餘ほど密接な關係を有つてゐたことが推測せられ、従つて日本百濟の交渉はそれよりも幾らか前であつたことがわかる。375 A.D. に歿した肖古王の時と此の二つの事件との間には少しく年が隔つてはゐるが、百濟本記から出てゐる欽明紀二年の條に「聖明王曰、昔我先祖速古王貴須王之世、安羅加羅卓淳旱岐等、初遣使相通、厚結親好、以爲子弟」

翼可恒隆」とあるのも、百濟に於いて任那との關係が肖古王の時から結ばれてゐたといふ記録のあつたためであらうから、此の王の時に日本との交渉が始まつたことは大體間違が無からう。この百濟本記の文は例の自國本位の筆法から來る誇張と潤色とが加はつてゐるため、文字通りに總てを信用するわけにはゆかぬが、これだけのことは採つて差支があるまい。なほ古事記に照古王の名の出てゐるものも、百濟の記録に基づいたものか又は百濟人の所説によつたものかであるらしいことを考へるがよい。さすれば丁度肖古王の治世の中にあつて 364 A.D. に當る年と解せられる甲子の干支もまた信用すべきものでは無からうか。甲子は干支のはじめを組合せたものであつて、事物の起源を託するには都合がよいから、これは或は後世の造作では無からうか、といふ疑も起り得るのであるが、肖古王が日本と交通を開いたことが承認せられるならば、そこまで疑はなくともよいのではあるまいか。書紀の上代の部に於いては、全體が編年的になつてゐて干支もそこに記されてはゐるもの、

或る物語の中で過去の事件を示すに斯ういふ書き方をした例が垂仁紀二五年の分註を除いては無いやうに見えることも考へ合はされる。もしもさうすれば、書紀の編者は百濟の記録に肖古王が甲子の年に初めて日本に交渉を開いたといふ記事のあるのを見て、それを基礎として此の一篇の説話を構成したのであらう。しかし、もし甲子の干支が造作に出でたものであるとすれば、それはやはり日本の修史家のしわざであらうから、百濟の記録から取つたのは肖古王の名だけになるが、さう見ても差支は無い。それから、かの久底等の三人の名も或は最初の使節として百濟の記録に見えてゐたものかも知れぬ。

然らば此の説話を何のために作られたかといふと、それは即ち、神功皇后の新羅征討物語が新羅の日本に對する關係の由來を説き、垂仁紀の都怒我阿羅斯等の説話を任那内附の起源を説くためのものであるのと同様、百濟服屬の因由を説明するための物語であると見なければならぬ。記紀の上代の物語

は大抵後世に存在する或る事實の起源を説くためのものであることを参考するがよい。書紀に於いて其の例を求めるならば、繼體紀二三年の條の加羅が多沙津のことについて日本を恨んだといふ話が、此の國が日本に背いて新羅に服属した事實の起源を説いたものであるといふことは、前に既に述べて置いた通りである。さうして其の内容に於いては、日本の朝廷や貴族が百濟との關係に於いて最も重きを置いてゐた珍寶問題を中心とし、それに都怒我阿羅斯等の話と同様、新羅が我が國に反抗するものであるといふ思想を加へ、また多沙方面の百濟に歸したことともそれに結びつけて説いたものと解せられる。

以上は神功紀の四六年から五二年までにわたつて記されてゐる百濟服屬物語ともいふべき一篇の説話に對する考察であるが、其の間におのづから欽明紀以前に於ける對韓關係の記事の全部が吟味せられたことになった。さうしてそれによつて、それらの記事の何れもが我が國の確かな史料によつた

もので無いといふことが知られたのである。

引 索

493
素 の國造 383-5, 457
風土記の國引の物語 301-4
と新羅 208-12, 303
引 出雲風土記 291, 301-4
イハレ 442-3, 434-5
イミベ氏 374-5, 377-8
う
ウサ 235, 432
浦島物語 419-20, 488
宇流助富利智千 137, 156
え
エ(可愛) 231-2, 449
エミシ
ヤマトタケルの物語に於ける
319-22, 328-9, 331
に關於する書紀の記載 332-3,
362-5
と舊辭の記載 496
に對する大化以後の經略 344-
8, 365-8
に對する大化以前の經略 348-
52, 365-8
お
應神天皇 127
の時代 131, 168
と韓地經略 169, 172, 192

あ
現つ神 456
アキツシマ 439
秋成(上田)の神代史觀 18
アタ 231-2, 447-9
阿直岐 585, 592-3
阿知使主 203, 589-92
アヅマの政治的地位 324-5, 478
アヒラ 231-2, 449-50
天語歌 52-3, 55-6
天語連 52-3, 55
天つ神 454
アマテラス大神 日神を見よ
アメノヒコ 194-207
現人神 456, 464
あらぶる神 322-3, 406, 455-6,
458-9
阿利那禮河 152-5, 180
阿禮(稗田) 59, 60, 81-3, 87-9,
91-2
い
イカツチ(蛇) 404
伊勢神宮 382-4, 393-5, 397, 399-
403
イタケルと韓國 210
イヅシの神寶 195-7
イヅモ
の政治的地位 223-4, 478,

ヒムカ 239, 254, 263, 271,
274-6
と肥後 272
とハヤト 277-8
素 クマヌ 433
クメ氏 373-5, 377, 442
吳(クレ) 593-4
引 に關する書紀の記載 620-4

け

景行天皇
クマソ征討の物語 254, 472
の東國巡幸物語 369
系譜
の製作 78-80, 372-90
の不統一 381-2
迎日縣の地名説話 207-8
元明天皇 60, 96, 101, 103, 114

こ

考古學と記紀の批判 4, 20-1,
214-5, 430, 453-4
廣開土王 163, 167
高句麗
の半島に於ける發展 37-8
と我が國との交渉 137, 158,
163, 167, 172-3, 180, 566

三 の祖先の説話 199-201
に關する書紀の記載 615-20
皇祖神 411, 414, 464-5
口碑 43-5, 57, 74, 480
公民本記 63, 69
國造 324, 387-90

と我が國との關係 39-40, 136-
7, 157-8, 163-6
の祖先の説話 202
の服屬物語 525-9, 631-48
神功紀の記事 525-9, 556-7
應神仁德紀の記事 555-6, 561-
4
雄略紀の記事 552-5, 567-9
顯宗紀の記事 548-9
繼體紀の記事 532-5, 544-8,
569-75
欽明紀の記事 536-44, 575-8
欽明紀二三年後の記事 549-52
に關する日本の史料 549-52
の記録と書紀の史料 530-59
語のよみ方 130-1
國の意義 227, 234-6
國つ神 455
クマ 242-5, 254-5
クマソ
の名の由來 244-5, 267-9
の勢力範囲 230, 246, 264-7,
270-3
の根據地 274-6
古事記の神代卷の 226-7, 230,
233, 238-9
ヤマトタケルの物語 216-25,
284, 286, 473
景行天皇の物語 254, 263,
284-5, 472, 473
と新羅征討物語 135-6, 138-
40, 171
平定の時期 276-83 477

崇神垂仁兩朝の記事 144, 185-
93, 477, 496

神功紀の記事 185, 528, 636-
7
と百濟 526
の新羅に屬せし物語 571-3

き、

舊辭(本辭)
の意義性質 59, 61-3, 66-9
仲哀朝以前の 122-4, 468, 471-80
應神朝以後の 122-3, 124, 476,
479, 483-92
古事記に於ける 62-3, 112-4,
122-4
書紀に於ける 70-2, 108, 112-4
の材料 477-82
の文章 83-7, 91
最初の撰修 70-5
の混亂潤色 71-2, 75-80, 285,
400, 470-3
の記事の時代的殊別 122-4,
479
跡化人 379
に關する物語 583-96
清人(紀) 107, 114, 117
魏志 28, 34

く

百濟
魏代の 35
四世紀に於ける 37-9
と帶方郡 37-8, 142

オホキタ 248-50
オホクニダマ 393-9
オホスミ 230-2, 265-6, 275
オホタタネコ 392-3, 403, 410
オホトモ氏 373-4, 377, 442
オホナムチ 404, 455, 459, 474,
478
オホモノメシ 383-5, 392-3, 395-
6, 403-5, 409, 416

か

カササ 447-9
カサヌヒ 393, 400
家族制度 414
語部 49-57
川島皇子 60, 101, 103, 107, 114,
117
神
民間信仰としての上代の神
405-15
神代史の 408-9, 463, 465
としての蛇 403-5
の人間性 407-9
と政治的君主 457-8
としての天皇 456, 464
としての皇祖 464-5
としての祖先(祖先神) 79, 410-
5
歌謡 261-2, 324, 441, 483-5
加羅
魏代の(狗邪) 36-7
と我が國 143, 182-5
と新羅征討 147, 182-3

神仙思想 419-21, 488
神代 17, 462-5
神代史
　　の性質及び中心思想 2, 459
索　　の潤色 78-9, 145, 376, 471
　　の神 408-9, 463, 465
　　の血族主義 380, 385, 465
引　　神寶 395, 402
　　咒術 406-7
　　上代の文化 44-8, 186-7
　　叙事詩の有無 49, 476
　　神功皇后 175-8
　　の觀征といふこと 174-5
　　書紀の年代の擬定 178
人種論と記紀 21-3, 496-502
神武天皇
　　東征の進軍路 432-4
　　御稱號及び御名 442-3
　　東征物語の意義 454-60, 466-7
人名
　　の連稱的構造 129, 217-9, 260-1, 304, 622, 635
　　の地名から作られること 128, 219, 222, 259, 304, 311, 440
　　と美稱 125, 128, 178
　　と動物の名 129

五　　す

　　綏靖天皇から開化天皇まで 431, 472
　　スサノヲの新羅物語 144, 208-10
崇神天皇 428
　　スミノエの神 136, 145, 159,

の父兄 108, 109-10, 300
の國名の記載 335-8
の支那思想 108, 111-2, 138, 151, 221, 261, 277, 332-3, 365, 474, 481, 486, 488, 490
三國史記との比較 524
新羅
　　魏代の 36, 506
　　の辰韓統一 41, 513
　　トマ世紀以前の我が國 41, 209, 213-5
　　スサノヲの物語 144, 208-10
　　トイヅモの物語 208-12, 301
　　トイナヒの物語 212-3
　　に關する書紀の記載 566, 608-15
　　日本人の對新羅觀 528, 583-4, 613
　　と我が軍との交戰地點 147, 519, 521
　　の文化 172, 506
　　の王室の傳説 203, 510, 514, 520
新羅征討物語
　　に於ける宗教思想 136, 145, 159-62
　　とクマソ 135-6, 138-40, 171
　　と海外の知識 143-4, 472
　　の歴史的事実 163-7, 478
　　物語の製作の時代 170-3
　　と新羅紀 150, 166, 519
辰韓 35-6, 41, 506-10, 513
神婚説話 392, 416-7

氏姓
　　の混亂 78-80, 372-3, 487
　　と國家の統一 79, 387
四道將軍の物語 321, 326, 422-5
支那の史籍と我が上代 27-33, 43, 168, 178, 280, 483, 628
シホノリツヒコ 193
骨古王 525, 528, 645-7
諦習の意義 87-8
聖德太子等の修史 63, 69, 72, 105
書紀
　　の撰修 106-7
　　の記載の概観 472, 473-4
　　に於ける帝紀本辭 70-1, 109
　　と古事記との比較 107-15, 471
　　應神紀以後について 484-5, 488-91
　　欽明紀以後について 490
　　の材料 109, 488-90
　　の史料としての百濟の記録 165
百濟記から出た記事 531, 534, 554, 556-7
百濟本記から出た記事 532-19, 551, 557
百濟新撰から出た記事 534, 552-3, 557
新羅人から傳聞した材料 155-7, 614-5
の記事の矛盾 144, 158, 334, 472
の紀年 108, 131, 471
年代紀としての編纂法 481-2

の系譜 383-6
の氏姓 80, 81, 387-8
國造記 64-5, 81
國造本記 63, 69, 389-10
古語拾遺 394-5

コシ 301, 321, 329, 338-40, 361-2

古事記
　　の序文 59, 82, 100-2
　　撰修の目的 96, 103-4, 114-5
　　に於ける帝紀本辭 62-3, 70-5, 90-6, 98, 112, 471, 480, 482, 483-8, 495
　　書紀との比較 107-15, 471
　　と類似せる書紀の「一書」 92-5
　　應神朝以後について 483-8
安萬侖の事業 89-96, 103
阿禮の事業 81-3
の歌謡 72, 261-2, 321, 441, 483-4
の物語をなさぬ記事 123, 430, 480-1
の對外關係の記事 128, 625-6, 646,
　　の支那思想 76, 108, 494
　　の紀年 76, 131-2, 471
コニ 254, 257, 264, 274-5

四　　さ

祭政一致 458
サツマ 231-2, 266, 275, 283

レ

奴國 28-9

の

信景(天野)の神代史觀 19

索 ノミノスクネ 429

宣長(本居)

の神代史觀 8-9

引 の古事記觀 99-103, 118-20

は

白石(新井)の神代史觀 8, 9, 17

波沙麻錦 137, 155

ハツクニシラシシ天皇 428, 445,
472

埴輪のこと 429

ハヤト 231, 270, 277-8, 451

蟠桃(片山)の神代史觀 19

馬韓 35, 37

ひ

ヒタカミの國 352-9

ヒエミシ 332, 341

ヒの國 226-30, 238, 255, 288-90

ヒムカ

の氣國 230-2

ヒクマソ 232-3, 254, 264-5,
274-6

七 の地名説話 254, 257, 264

神代史に於ける 278, 459

皇室の發祥地として 446-54,
459

卑彌呼

魏志に見える 31-2

の撰修 70-3

の混亂潤色 72-3, 285, 380-2,
400, 424, 442, 470-1

の記事の時代的殊別 73, 124-8

仲哀朝以前の性質 125-6, 468,
482-3

天皇

の御稱號 125-6, 442

と巫觀 453

の神性 456, 464-5

天皇記 63

天武天皇 60, 92, 114, 115-8

と

東國經略 324-3, 422, 426-8, 479

東方十二道 320, 326, 422

トコヨの國 419-22

舍人親王 107

トヨ國 226-8, 235-6

トヨスキイリセメ 393-4, 400

な

ナカトミ氏 374-5, 377

ナガスネヒコ 311, 432-4, 440

南方支那(吳)との交通 280-1,
555-6, 620-1, 639

に

日神 159, 393-4, 397, 459-60,

464-5

日本といふ國號 569-70

ぬ

仲哀天皇 135, 136, 180

地名
と人名 128, 219, 222, 259,
304, 311, 440

地名説話

神武天皇の物語にて 439, 443

景行天皇の物語にて 254, 256-
9, 262

ヤマトタケルの物語にて 320

神功皇后の物語にて 175, 257

其の他の 188, 416, 426, 486

風土記の 293-4, 298

つ

ツクシ 226-7, 236-8

と漢人との交通 27-34, 42, 46-
8, 142

の上代史と舊辭 34, 496

の統一 39-40, 42, 493

土蜘蛛

記紀の記事 137, 266, 307-8,
310-3, 434, 439

風土記の記事 308-10, 312

の意義 313-1

と女 317-8

ツヌガアラシト 187, 192, 473

て

帝王本紀 65, 75

帝紀 59, 60

の意義 61-6

古事記に於ける 62-3, 124-7

書紀に於ける 108, 127

172, 409

せ

姓氏錄 378-90

説話 索

の合理的解釋 6-9

解釋法 5-6, 11-6, 24-6

船舶を造ること 428-9 引

そ

ソ 239-42, 267-9

祖先崇拜 410-5

租稅のはじめ 428

蘇那曷叱知 185-8, 190

族制々度

と帝紀舊辭の潤色 78-80, 372

と皇室 79-80, 380, 385

と祖先に對する思想 79-80,

377, 380

た

帶方郡

とツクシ人 31-2, 142

と百濟 37-8, 142, 529

タカチホ 239, 446-9

タカの水門 358-9

タカマノハラ 5-7, 15, 402

タカヤ 264, 449

寶の國 135, 141-2, 529, 641

タケウチノスクネ 178-9

タザマモリ 419-20, 473

ち

倭

漢書後漢書魏志晉書に見ゆる
27-33

秦

宋書に見ゆる 33, 280-1, 483
新羅紀に見ゆる 148-9, 156-7,
166, 213, 519, 522

引

ワタリシマ 361
王仁 585-9, 593

九

ヤマトヒメ 394, 402

ゆ

弓月君 583-5

ら

樂浪郡

とツクシ人 27-31
と高句麗 37-8

わ

の設置と滅亡 546, 550, 602,
606, 611

の名稱 570

ミア山物語 416-7

民間説話 11-2, 18, 25, 45, 74,
306, 416-7, 474, 479, 488

と口碑との區別 45

む

陸奥國 344-51

ムナカタの神 161

も

守部(橘)の神代史觀 18

モロアガタ 264, 274-5

文字

の傳來 43, 46-8

上代の國語の寫し方 67-9, 83-5,
と百濟人及び漢人 48

や

安萬侶(太) 60, 61, 89-96, 103

ヤタガラス 376, 438, 455, 473

邪馬臺國 31-3, 176-7, 186

ヤマト

莫都物語の意義 466-7

と邪馬臺 176-8

ヤマトタケル

の名の意義 222

のクマソ物語 216-22, 284,
473

の東國物語 319-20, 328-9, 473
のエミシ物語 328-30

の記事に關する大和朝廷の態度
176-3

ふ

風土記 290-306 索

と書紀と文章の比較 290-2,
300-1

の物語と書紀との關係 292,
300

と舊辭 293

の内容 293, 296

の古傳の性質 298-9

の歴史的事實 306

と民間説話 306

へ

蛇 と處女の犠牲 13

と神 403-5, 416

弁韓 35, 36-7

ほ

本辭 舊辭を見よ

み

ミシハセ 361

御叔(富士谷)の神代史觀 18

ミマナ 189

の名稱 187, 188-90

ミマナ日本府 と對新羅政策 147, 182-3, 528,
603

と百濟 528

八

正誤

誤

四七七頁五行「舊辭の」の三字を削り、九行「同じやうなことは」の次に「舊辭から出たと見なすべき」の十二字を加へる。

「神代史の研究」正誤

神代史の研究五三頁七行「此の例ではあるまいか」を「或は此の例であるかも知れぬ」に、四一二頁九行「神婚説話」を「祭祀の話」に改める。又た二三二頁八行「國學院雑誌」は「歴史地理」の誤記であり、五八〇頁五行「欽明朝以後は「欽明朝前後」の誤植である。以上は第二刷には訂正してある。(第一刷には此の外に二三の誤植と印刷の際に文字の不明になつた箇處とがあるが、それも亦た第二刷でなほして置いた。)

なほ二〇三頁三行「呪咀の分子がある」で句を切り、次の「のであるが」を削る。又た四行は單純な呪咀であり「及び」を「及び」に改め、五行「話のは」の下に「長壽なれといふ點」を六行「心理は」の下に「短命なれといひ又た」を加へる。



ET8M72

津田左右吉著

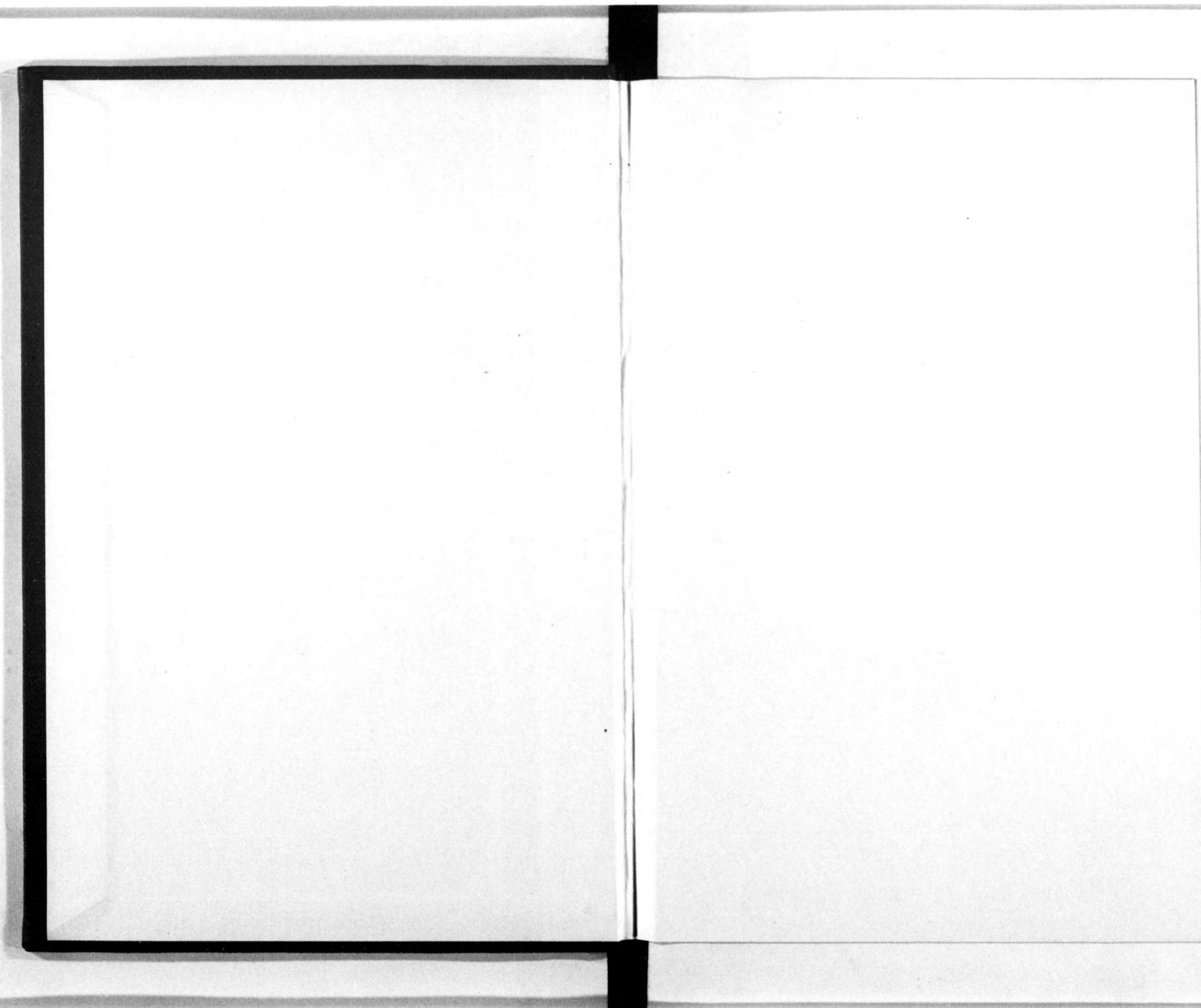
口神代史の研究

送定總菊
料價布判
書三表六
留廿五裝
七十八面
錢入貢

著者が此の書で企てたことは、神代史の全體としての性質と其の精神、其の述作の時代及び述作者、又たそれが記紀に見える形を取るに至つた徑路と過程、などについての比較对照として本文研究は多くの異説の比較对照が其の一端の仕事となつてゐるので、そこから開展せられて來た著者の見解も少なが其の一端の仕事となつてゐるので、そこから開展せられて來た著者の見解も少ないが、また上代文化の一要素であつた支那思想を顧慮し、並に原始宗教やヨーロッパの歴史に關する他の民族の事例を参考する事によつても、助けられてゐる。かうして得た著者の所見は世の通説とは甚しく歸趣を異にしてゐるが、もし之に依て神代史の正しい意味に於ての學術的研究に何等かの貢献をなし得るならば幸である。(著者)

第一章緒論。第二章天地のはじめに神々の生り出でたといふ物語。第三章イサナギ、イサナミ二神の國土生成物語。第四章神々の生れた物語。第五章日神月神及びスサノヲの命の生産の物語。第六章ヨミの國の物語。第七章神々の化生した物語。第八、九章スサノヲの命のタカマノハラのぼり並に日神の岩戸がくれの物語。第十、十一、十二章スサノヲの命の子孫の神々並に才木

店書波岩



終

